

個人情報保護制度改正 検討用個票

検討事項		目的外利用・提供について
関連 条文	改正法	第 69 条
	個人情報条例	第 9 条
検討事項		<p>○ 現行の個人情報条例では、個人情報の目的外利用・提供を原則禁止としつつ、次の①～⑨のいずれかに該当する場合は例外的に可能としている。</p> <p>①法令（条例を含む）に基づく場合、</p> <p>②本人同意がある場合、</p> <p>③生命身体または財産の保護のため必要な場合、</p> <p>④公にされている場合、</p> <p>⑤内部利用の場合等で相当な理由がある場合、</p> <p>⑥統計の作成・学術研究の目的の場合、</p> <p>⑦本人利益になる場合、</p> <p>⑧犯罪予防等のため必要な場合、</p> <p>⑨審議会に意見聴取した場合</p> <p>○ 改正法でも、個人情報の目的外利用・提供を原則禁止としつつ、次の①～⑥のいずれかに該当する場合は例外的に可能としている。</p> <p>①法令（条例を含まない）に基づく場合、</p> <p>②本人同意がある場合、</p> <p>③統計の作成・学術研究の目的の場合、</p> <p>④本人利益になる場合、</p> <p>⑤内部利用の場合等で相当な理由がある場合、</p> <p>⑥その他特別な理由がある場合</p> <p>○ 以上のとおり、目的外利用・提供が例外的に可能となる場合が、現行の個人情報保護条例と改正法とで異なるため、その影響等を検討する。</p>
影響範囲		(運用)
検討 (詳細)		<p>1 個人情報条例における目的外利用・提供の改正法の下での整理について</p> <p>○ 現行の個人情報条例において、各条文や審議会の答申等で目的外利用・提供が可能な場合について、改正法施行後はどのような取扱いとなるのか、別紙のとおり整理した。</p> <p>2 対応の方向性について</p> <p>○ 別紙記載のとおり、基本的には改正法の各条文のいずれかにより整理し得るものと考えられる。</p>

- なお、改正法第 69 条第 2 項第 2 号及び同第 3 号にいう「相当の理由」については、国のガイドライン（案）における解説からすると、個人情報第 9 条第 2 項第 5 号の「相当の理由」と概ね同じ内容と考えられる。

【参考】改正法における「相当の理由」

【改正法第 69 条第 2 項第 2 号、第 3 号】

二 行政機関等が法令の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

三 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

【個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）（案）[令和 3 年 11 月時点暫定版] P29～】

「相当の理由があるとき」とは、行政機関等の恣意的な判断を許容するものではなく、少なくとも、社会通念上、客観的にみて合理的な理由があることが求められる。

相当の理由があるかどうかは、保有個人情報の内容や当該保有個人情報の利用目的等を勘案して、行政機関の長等が個別に判断することとなるが、例外的に利用目的以外の利用・提供が許容される場合について規定した趣旨から、例外としてふさわしい理由であることが求められる。

【参考】個人情報における「相当の理由」

【個人情報第 9 条第 2 項第 5 号】

(5) 同一の実施機関内で利用する場合又は他の実施機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人（以下この号において「他の実施機関等」という。）に提供する場合で、利用する実施機関又は提供を受ける他の実施機関等において事務又は事業の遂行上必要な限度で利用し、かつ、利用することについて相当な理由があると認めるとき。

【かながわの個人情報保護ハンドブック P107】

「相当な理由があると認めるとき」とは、実施機関の恣意的な判断を許容するものではなく、少なくとも、社会通念上、客観的にみて合理的な理由があることが求められる。相当な理由があるかどうかは、保有個人情報の内容や当該保有個人情報の利用目的等を勘案して、実施機関が個別に判断することになるが、例外的に利用目的以外の利用・提供が許容されるという本号の趣旨から、県民負担の軽減につながるなど例外としてふさわしい理由であることが求められる。

なお、「相当な理由」があるか実施機関で判断に迷う場合は、第9号に基づき審議会の意見を聴いた上で利用・提供を行うなど、慎重な対応を行う必要がある。

- ただし、例えば、改正法第69条第2項第4号にいう「その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき」に該当するのかな等については、今後、既存事務・新規事務ともに、改正法の施行に向け、適宜個人情報保護委員会にも確認を行っていくことが見込まれる。

【参考】改正法にいう「特別の理由」

【改正法第69条第2項第4号】

四 前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。

【個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）（案）[令和3年11月時点暫定版] P29～】

「その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき」とは、本来行政機関の長等において厳格に管理すべき保有個人情報について、法第69条第2項第3号に規定する者（他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人）以外の者に例外として提供することが認められるためにふさわしい要件として、個人情報の性質、利用目的等に則して、「相当の理由」よりも更に厳格な理由が必要であるとする趣旨である。

具体的には、①行政機関等に提供する場合と同程度の公益性があること、②提供を受ける側が自ら当該保有個人情報に相当する個人情報を取得することが著しく困難であること、③提供を受ける側の事務が緊急を要すること、④当該保有個人情報の提供を受けなければ提供を受ける側の事務の目的を達成することが困難であること等の、特別の理由が必要とされる。例えば、

	<p>在留外国人の安否確認の必要性から、法務省が、安否確認を実施する日本赤十字社に対して、法務省が保有する当該在留外国人の氏名等の情報を提供する場合等が考えられる。</p>
<p>関連情報 個人情報保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）（案）〔令和3年11月時点暫定版〕P28～</p>	<p>5 - 5 利用及び提供の制限</p> <p>保有個人情報について、特定した利用目的以外の目的のため利用・提供された場合、本人の予期しない利用及び提供による不安・懸念を生じさせるのみならず、悪用によるプライバシーの侵害や財産上の権利侵害等をもたらす危険性を増大させる。そこで、法は、原則として目的外の利用・提供を禁止した上で、例外的に目的外の利用・提供が認められる場合について規定している。</p> <p>5 - 5 - 1 目的外利用及び提供の禁止の原則</p> <p>行政機関の長等は、「法令に基づく場合」を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない（法第69条第1項）。「法令」には、「法令」の委任に基づき定められた条例は含まれるが、それ以外の条例は含まれない。</p> <p>なお、法第69条第1項は、他の法令に基づく場合は、利用目的以外の利用・提供をし得るとするものであり、同項により利用・提供が義務付けられるものではない。</p> <p>実際に利用・提供することの適否については、それぞれの法令の趣旨に沿って適切に判断しなければならない。</p> <p>5 - 5 - 2 例外的に目的外利用・提供が認められる場合</p> <p>行政機関の長等は、次のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を利用・提供することができる。ただし、これらに該当する場合であっても、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、利用・提供することができない（法第69条第2項）。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき（第1号） (2) 行政機関等が法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき（第2号）

- (3) 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、提供を受ける者が法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき（第3号）
- (4) (1) から (3) までに記載する場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき（第4号）

上記 (2) 及び (3) の「事務又は業務」については、5-1（保有に関する制限）を参照のこと。

また、上記 (2) 及び (3) の「相当の理由があるとき」とは、行政機関等の恣意的な判断を許容するものではなく、少なくとも、社会通念上、客観的にみて合理的な理由があることが求められる。

相当の理由があるかどうかは、保有個人情報の内容や当該保有個人情報の利用目的等を勘案して、行政機関の長等が個別に判断することとなるが、例外的に利用目的以外の利用・提供が許容される場合について規定した趣旨から、例外としてふさわしい理由であることが求められる。

上記 (4) の「本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき」には、本人の生命や身体、又は財産を保護するために必要がある場合や、本人に対する金銭の給付、栄典の授与等のために必要がある場合などが含まれ、例えば、緊急に輸血が必要な場合に本人の血液型を民間病院の医師に知らせる場合、災害や事故に遭ったときにその旨を家族に知らせる場合が考えられる。

上記 (4) の「その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき」とは、本来行政機関の長等において厳格に管理すべき保有個人情報について、法第69条第2項第3号に規定する者（他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人）以外の者に例外として提供することが認められるためにふさわしい要件として、個人情報の性質、利用目的等に則して、「相当の理由」よりも更に厳格な理由が必要であるとする趣旨である。

具体的には、①行政機関等に提供する場合と同程度の公益性があること、②提供を受ける側が自ら当該保有個人情報に相当する個人情報を取得する

	<p><u>ことが著しく困難であること、③提供を受ける側の事務が緊急を要すること、④当該保有個人情報の提供を受けなければ提供を受ける側の事務の目的を達成することが困難であること等の、特別の理由が必要とされる。例えば、在留外国人の安否確認の必要性から、法務省が、安否確認を実施する日本赤十字社に対して、法務省が保有する当該在留外国人の氏名等の情報を提供する場合等が考えられる。</u></p> <p>なお、他の法令の規定により保有個人情報の利用・提供が制限されている場合、当該他の法令の規定が適用されることとなり、法がこれに反して利用・提供の権限を与えるものではない（法第 69 条第 3 項）。</p> <p>さらに、行政機関の長等は、行政機関等の内部における保有個人情報の利用について、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、行政機関等の内部における目的外利用を特定の部局若しくは機関又は職員に限るものとされている（法第 69 条第 4 項）。</p> <p>なお、法第 69 条第 2 項各号の規定により第三者に提供された保有個人情報に関する措置については 5-5-3（保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求）を参照のこと。</p>
<p>かながわの個人情報保護ハンドブック P107</p>	<p><u>(3)「相当な理由があると認めるとき」とは、実施機関の恣意的な判断を許容するものではなく、少なくとも、社会通念上、客観的にみて合理的な理由があることが求められる。相当な理由があるかどうかは、保有個人情報の内容や当該保有個人情報の利用目的等を勘案して、実施機関が個別に判断することになるが、例外的に利用目的以外の利用・提供が許容されるという本号の趣旨から、県民負担の軽減につながるなど例外としてふさわしい理由であることが求められる。</u></p> <p>なお、「相当な理由」があるか実施機関で判断に迷う場合は、第 9 号に基づき審議会の意見を聴いた上で利用・提供を行うなど、慎重な対応を行う必要がある。</p> <p>(4) 具体例 市町村が全国一律に支給することとなる給付金を支給するに当たり、国からの通知に基づき、支給対象となる者の情報を市町村へ提供する場合</p>
<p>個人情報の保護に関する法律 (改正後の条文)</p>	<p>(利用及び提供の制限) 第六十九条 行政機関の長等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。</p>

	<p>2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。</p> <p>一 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。</p> <p>二 行政機関等が法令の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。</p> <p>三 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。</p> <p>四 前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。</p> <p>3 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の法令の規定の適用を妨げるものではない。</p> <p>4 行政機関の長等は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための行政機関等の内部における利用を特定の部局若しくは機関又は職員に限るものとする。</p>
<p>神奈川県個人情報保護条例</p>	<p>(利用及び提供の制限)</p> <p>第9条 実施機関は、取扱目的以外の目的のために保有個人情報（保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）を利用し、又は提供してはならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、取扱目的以外の目的のために保有個人情報を利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を取扱目的以外の目的のために利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 法令等の規定に基づき利用し、又は提供するとき。</p> <p>(2) 本人の同意に基づき利用し、若しくは提供するとき、又は本人に提供するとき。</p> <p>(3) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ない必要があると認めて利用し、又は提供するとき。</p>

- (4) 出版、報道その他これらに類する行為により公にされているものを利用し、又は提供するとき。
- (5) 同一の実施機関内で利用する場合又は他の実施機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人（以下この号において「他の実施機関等」という。）に提供する場合で、利用する実施機関又は提供を受ける他の実施機関等において事務又は事業の遂行上必要な限度で利用し、かつ、利用することについて相当な理由があると認めるとき。
- (6) 専ら統計の作成又は学術研究の目的のために利用し、又は提供するとき。
- (7) 本人以外の者に提供する場合で、当該提供が明らかに本人の利益となるとき。
- (8) 犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共安全と秩序の維持のために公安委員会又は警察本部長が利用し、又は提供するとき。
- (9) 前各号に掲げる場合のほか、審議会の意見を聴いた上で、取扱目的以外の目的のために利用し、又は提供することに相当な理由があると認めて利用し、又は提供するとき。
- 3 実施機関は、保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その使用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。